

子育てひろば西片の活用について

1 概要

子育てひろば西片の未使用スペースを活用し、入園待機児童を解消するための緊急対策として認可保育所を整備する。あわせて、機械設備、電気設備、外壁等について、その維持等に必要な改修を行い、建物の有効活用が図れるよう民間事業者による認可保育所及び子育てひろば西片の一体的な運営を実施する。

2 施設内容（予定）

種 別	児童福祉法に定める地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	児童福祉法に定める認可保育所（私立）
所 在 地 （ 地 番 ）	文京区西片 1-10-352 （1階部分：子育てひろば西片及び認可保育所 2階部分：認可保育所）	
面 積	調整中	調整中
開設（再開） 年月日	平成 32 年 4 月 1 日	
定 員 等	就学前の乳幼児及びその保護者	90 人程度（0 歳児から 5 歳児まで）
開 所 日	月曜日から土曜日まで。ただし、祝日及び年末年始は除く。	
保 育 時 間	10 時 00 分から 16 時 00 分まで （7・8 月は 17 時 00 分まで）	7 時 15 分から 19 時 15 分まで ※そのうち 7 時 15 分から 18 時 15 分までを基本保育時間、18 時 15 分から 19 時 15 分までを延長保育時間とする。

3 整備方法等

(1) 認可保育所整備

区が建物の一部を民間事業者に貸与（区、民間事業者間で 10 年間の定期建物賃貸借契約を締結）し、当該事業者が認可保育所を整備・運営する。

(2) 施設改修

建物全体の改修及びその後の施設（認可保育所・子育てひろば西片）の維持管理は、認可保育所整備・運営事業者が行うこととし、その費用は一部を除き、別に協定を締結し、区が負担することとする。

4 運営方法

子育てひろば西片については、当該業務を認可保育所整備・運営事業者に委託し、認可保育所及び子育てひろば西片を一体的に運営させることで子育て支援施設としての更なる機能向上を図るものとする。

※ 改修の実施・運営方法の変更に伴い、子育てひろば西片は平成 31 年 3 月 31 日をもって一時休止とし、認可保育所開設（平成 32 年 4 月 1 日）と併せて事業再開とする。

5 事業者の選定方法

施設を整備し、認可保育所・子育てひろばを運営する民間事業者をプロポーザル方式により選定する。なお、子育てひろば事業運営については、事業再開にあたり当該事業者と委託契約を締結する。

6 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 10 月～平成 31 年 1 月	運営事業者公募、決定
平成 31 年 2 月～平成 31 年 5 月	設計、建築確認申請
平成 31 年 3 月 31 日	子育てひろば西片一時休止
平成 31 年 7 月以降～平成 32 年 1 月下旬	改修工事
平成 32 年 4 月 1 日	保育所開設 子育てひろば西片再開

7 計画予定地

